第六十六条中「同条第一号」を「同条第一項第一号」に改め、「「当中間会計期間に」と」の下に「、同条第二項中「財務諸表提出会社」とあるのは「中間財務諸表提出会社」と、「連結財務諸表」とあるのは「中間連結財務諸表」と」を加える。

（中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則の一部改正）

**第四条**　中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（平成十一年大蔵省令第二十四号）の一部を次のように改正する。

第十五条中「第八条の六」の下に「（第四項を除く。）」を加える。

第十七条の十五中「第八条の二十八」の下に「第一項」を加え、「同条」を「同項」に改める。

第二十六条中「第二十条」の下に「（第三項を除く。）」を加える。

第二十八条中「第二十六条」の下に「第一項」を加える。

第二十八条の二中「第二十六条の二」の下に「（第五項を除く。）」を加える。

第三十二条中「第二十条」の下に「（第三項を除く。）」を加える。

第四十二条中「第五十六条」の下に「第一項」を加える。

第四十三条中「第五十四条の四」の下に「（第四項を除く。）」を加える。

第六十二条の二中「第九十五条の三の二」の下に「第一項」を加える。

第六十二条の三中「第九十五条の三の三」の下に「第一項」を加える。

第七十九条中「第百七条」の下に「第一項」を加え、「同条」を「同項」に改める。

**第五条**　四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則の一部改正）

四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（平成十九年内閣府令第六十三号）の一部を次のように改正する。

第三十一条中「第二十条」の下に「（第三項を除く。）」を加える。

第三十四条中「第四項」の下に「及び第五項」を加える。

第三十八条中「第二十条」の下に「（第三項を除く。）」を加える。

（四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則の一部改正）

**第六条**　四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（平成十九年内閣府令第六十四号）の一部を次のように改正する。

第三十六条中「第二十条」の下に「（第三項を除く。）」を加える。

第三十九条中「第四項」の下に「及び第五項」を加える。

第四十三条中「第二十条」の下に「（第三項を除く。）」を加える。

（企業内容等の開示に関する内閣府令の一部改正）

**第七条**　企業内容等の開示に関する内閣府令（昭和四十八年大蔵省令第五号）の一部を次のように改正する。

第二号様式記載上の注意㈭に次のように加える。

d　会社法以外の法律の規定又は契約により、剰余金の配当について制限を受けている場合には、その旨及びその内容を注記すること。

第二号様式記載上の注意㈲d中「第127条第２項」を「第129条第２項」に改め、同記載上の注意㈲に次のように加える。

i　財務諸表等規則第１条の２に規定する特例財務諸表提出会社が、財務諸表等規則第127条の規定により財務諸表を作成している場合には、その旨を記載すること。

第二号様式記載上の注意㈰中eを削り、fをeとし、gをfとする。

第二号様式記載上の注意㈱b中「なお、原価の構成比を示し、かつ、会社の採用している原価計算の方法を説明すること。」を「なお、原価の構成比を示し、かつ、会社の採用している原価計算の方法を説明すること。ただし、連結財務諸表において、連結財務諸表規則第15条の２第１項に規定する財務諸表等提出会社をいう。）が連結財務諸表を作成している場合には、製造原価明細書を掲げることを要しない。

注記している場合にあっては、製造原価明細書を掲げることを要しない。

第二号様式記載上の注意㈮a中「第127条第２項」を「第129条第２項」に改める。

第二号様式記載上の注意㈯に次のように加える。

c　会社法以外の法律の規定又は契約により、剰余金の配当について制限を受けている場合には、その旨及びその内容を注記すること。

第二号様式記載上の注意㈰a中「第127条第２項」を「第129条第２項」に改め、同記載上の注意㈰に次のように加える。

i　財務諸表等規則第１条の２に規定する特例財務諸表提出会社が、財務諸表等規則第127条の規定により財務諸表を作成している場合には、その旨を記載すること。

第二号様式記載上の注意㈰b中「第127条第２項」を「第129条第２項」に改め、同記載上の注意㈰に次のように加える。

c　会社法以外の法律の規定又は契約により、剰余金の配当について制限を受けている場合には、その旨及びその内容を注記すること。

第二号様式記載上の注意㈰b中「第127条第２項」を「第129条第２項」に改め、同記載上の注意㈰に次のように加える。

c　会社法以外の法律の規定又は契約により、剰余金の配当について制限を受けている場合には、その旨及びその内容を注記すること。

第三